

権利放棄につき議決を求めることについて

1 概要

補助事業廃止に伴う補助金返還金等に関し、債務者が破産して免責され、今後回収の見込みがないため権利放棄することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議決を求める。

2 権利放棄する内容

(1) 債務者

(2) 補助金返還金の内容

以下の補助事業について概算払を行った後、事業廃止に伴い、県への返還を要する補助金

- ア 令和 4 年度オーガニック農業推進事業(乗用型水田除草機に係る導入支援)
県単独事業 事業費 1,000,000 円 うち補助金(返還金) 300,000 円 (a)
- イ 令和 4 年度オーガニック農業推進事業(有機 JAS 認証取得に係る支援)
県単独事業 事業費 300,000 円 うち補助金(返還金) 50,000 円 (b)

(3) 権利放棄する額

アおよびイの合計額

ア 補助金返還金(a+b) 350,000 円

イ アに係る延滞違約金 返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還金 350,000 円に年 3 パーセントの割合を乗じて得た金額

3 経緯

R4. 10. 25	補助金の概算払(交付決定(R4. 7))
R5. 3. 3	本人から、自己破産の申立てを行ったこと、弁護士からの指示により県補助金の返還はできないことが伝えられる。
R5. 3. 10	本人から事業廃止申請書が提出される。
R5. 3. 14	東近江農業農村振興事務所から本人宛てに 350,000 円の返納通知書(納付期限 3/28)を発行
R5. 10. 30	破産手続開始
R7. 3. 24	破産手続廃止決定および免責許可決定